



名瀬労働基準監督署発表
令和6年6月20日(木)

令和6年6月20日

【照会先】

名瀬労働基準監督署

署長 上村 一高

○ 監督安衛課長 竹下 慎一郎

(電話) 0997-52-0574

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じなかった疑い～

名瀬労働基準監督署（署長 ^{かみむら} 上村 ^{かずたか} 一高）は、本日（令和6年6月20日）、^{とくのしまあい}徳之島愛ランド広域連合及び同連合クリーンセンターの現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで、鹿児島地方検察庁名瀬支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月27日、徳之島愛ランド広域連合クリーンセンターにおいて、1階床からの高さが約4.5メートルの2階開口部付近で、労働者に荷おろし作業を行わせる際、墜落防止措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

(1) 徳之島愛ランド広域連合

所在地：鹿児島県大島郡伊仙町

事業内容：廃棄物処理業、火葬業、と畜業

(2) 同連合クリーンセンター 現場責任者（50歳代男性）

2 違反条文（別紙のとおり）

被疑者徳之島愛ランド広域連合及び同連合クリーンセンター現場責任者ともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）

労働安全衛生規則第519条第2項（作業床の設置等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年9月27日、徳之島愛ランド広域連合クリーンセンターにおいて、1階床からの高さが約4.5メートルある2階の開口部付近で、労働者Aが解体したダクトを荷下ろしする作業を行っていたところ、労働者Aが当該開口部から1階床に墜落し、右多発肋骨骨折や胸椎多発骨折などの重傷を負う労働災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上の開口部など、労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、原則として、手すり等の墜落を防止するための措置を講ずる必要があることを定め、例外として、作業の必要上臨時に手すり等の墜落を防止するための措置を取り外す必要があるときは、フルハーネス型安全带等の要求性能墜落制止用器具を使用させるなどして墜落による労働者の危険を防止しなければならないと定めています。

しかし、本件労働災害発生当時、労働者Aが墜落した開口部の周囲に設けられていた手すりは、作業の必要上臨時に開放されていたにもかかわらず、労働者Aに要求性能墜落制止用器具の使用等をさせることなく作業を行わせていました。

5 参考事項

鹿児島県内において、令和5年に発生した休業4日以上労働災害は2,240件で、そのうち、墜落・転落による労働災害は413件（18.4%）でした。

また、鹿児島県内において、令和5年に発生した死亡災害14件のうち、墜落・転落による災害は7件でした。

高所からの墜落による災害は、死亡又は重篤な災害に結びつきやすいことから、名瀬労働基準監督署では、墜落防止措置を講じることや適切に要求性能墜落制止用器具を使用することなど、墜落による危険の防止の徹底を図るべく、引き続き、建設工事現場や工場等への立ち入り調査を行っていくとともに、法違反に伴う重篤な災害など重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していくこととしています。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）

第二十一条 1 （略）

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）

（罰則）

第百二十二条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六、第百十七條、第百十九條又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（作業床の設置等）

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。